

施設基準一覽

蓮江病院は、次の施設基準に適合している旨、厚生労働省・関東信越厚生局へ届け出を行っています。

◇ 基本診療料の施設基準		◇ 入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準	
急性期一般入院基本料 6		入院時食事療養／生活療養(1) 管理栄養士又は栄養士によって管理された食事を適時(夕食の場合は午後6時以降)適温で提供しています。	
地域包括ケア入院医療管理料 2			
看護補助者配置加算			
データ提出加算			
診療録管理体制加算 3			
重傷者等療養環境特別管理加算		◇ 特掲診療料の施設基準	
せん妄ハイリスクケア患者加算			CT撮影及びMRI撮影
在宅療養支援病院 3			運動器リハビリテーション料(1)
二次性骨折予防継続管理料 1・2・3			
入院基本料の届出内容		◇ 明細書発行について	
<p>当該病棟では入院患者様 10人(13人)に対して 1人以上の看護職員を配置し看護しています。</p> <p>内、7割以上は看護師です。</p> <p>患者様ご負担による付き添い看護は行っていません。</p> <p>当病棟では、1日に5人以上の看護職員が勤務しています。</p> <p>なお、時間帯毎の配置は以下の通りです。</p> <p>9時～17時まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は9人以内です。</p> <p>17時～翌朝9時まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は18人以内です。</p>		<p>健康保険法に定める医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から領収書発行の際に個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しています。この明細書は窓口負担金が0円の場合、明細書のみでも発行しております。明細書には使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点をご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は会計窓口にてその旨お申し出下さい。</p>	